

財形住宅 生存給付金（全額払出） 請求手続きのご案内

1.「財形保険 支払請求書(生存給付金)」のご記入について

- ・必ず、契約者ご自身が黒いボールペンで記入ください。(消えるボールペンは使用できません。)
・お受取口座は、必ず契約者ご本人名義の口座を指定ください。

2. 解約・払出請求時のご注意

生命保険ではお払込みいただいた保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は災害死亡保険金のお支払いやご契約を管理するための経費に充てられるしくみになっています。

このため、ご契約後34か月(※)以内に解約または払出しをされますと、返戻金が元本割れした状態で全部または一部を払出すことになります。(※2026年 8月現在)

※賞与払を併用されている場合、途中で払込保険料の金額変更をされた場合には、上記の期間(34か月)と異なる場合があります。

3. 個人情報の第三者提供について

財形保険のお取引にあたって以下の内容に同意のうえご請求願います。

- ・お客様の個人情報は、財形制度の円滑な運営の為に必要な範囲で事業主、当社、他の取扱金融機関等の間で相互に提供されることがあります。

◆ 財形保険の支払請求手続きには、ご本人確認書類(コピー)の添付が必要です。

詳細につきましては、以下の「本人確認書類のご案内」をご確認ください。

◆ 必ずコピーをおとりいただき、契約者様控(勤務先控)として保管のうえ原本をご提出ください。

(勤務先経由で提出する場合は、勤務先確認欄をご記入ください。)

財形保険 支払請求書(生存給付金) 記入例

朝日生命

朝日生命保険相互会社 行

朝日生命の保険相互会社の組織の記述は、日本経済新聞「生存給付金 請求申請書」の「ご案内」のうち、1.3. 個人情報の取扱い事項についてに同意の上、下記の支払を請求します。

住・払出

団体番号

契約番号

契約者記入欄

記入日

2025 年 12 月 1 日

契約者名

朝日 太郎

生年月日

1975 年 11 月 18 日

電話番号

042 - 338 - 3138

090 - 1234 - 5678

〒206 - 8511

東京都 墨田区 多摩市

勤務先

株式会社 〇〇商事

請求内容

財形住宅 生存給付金

一部払出

全額払出

積立残高の9割

金額指定

000円

ご契約は 終了 します

延床面積

65.5 ㎡

本人 持分割合

100 %

年 数

15 年

お受取口座

金融機関

口座

ゆうちょ銀行口座

預金種目

普通(総合)

口座番号

1 2 3 4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

お受取口座

ゆうちょ銀行口座

記号

1 2 3 4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

書号

8 1

訂正方法

訂正する箇所に二重線を引き、余白に正しい内容と自署(姓名)をご記入ください。

請求内容

全額払出に○を付してください。

お受取口座

契約者様ご本人名義に限りです。

財産形成非課税貯蓄廃止申告書

財形住宅の全額払出(契約終了)のため、記入が必要です。

氏名

最高限度額

勤務先

資金の支払者

各欄をご記入ください。

訂正方法

訂正する箇所に二重線を引き、余白に正しい内容と自署(姓名)をご記入ください。

『生存給付金』とは、住宅の取得または増改築等の資金に充てる目的でご請求いただく非課税(※)で受け取ることができる給付金です。

(※)元本までの利子について非課税とする優遇措置(＝以下差益非課税と言います)のことで、法令要件を満たすことが必要になります。住宅取得(増改築等工事)の状況に応じて要件をご確認いただき、必要書類をお取り揃えのうえご提出ください。

【差益非課税を受けるための主な要件】

1. 払出金額が**住宅の取得(※1)または増改築等の費用以下**であること。
積立残高が住宅取得等の費用を上回る場合は、住宅取得等の費用までが払出限度額となります。(※2)
 2. 契約者ご本人が住宅を取得したこと、あるいは、契約者ご本人の所有する住宅を増改築したこと。
(注)対象住宅が共同所有の場合は、住宅の取得または増改築等の費用を持ち分割合に応じて按分した額が払出限度額となります。
 3. 取得または増改築した住宅に契約者ご本人が居住すること。(※3)
 4. ① 住宅取得(住宅の新築、または中古住宅の取得)
 - 対象住宅の床面積が、40㎡以上であること。
 - 対象住宅の床面積の2分の1以上が居住用部分であること。
 - 中古住宅取得の場合、1982(昭和57)年1月1日以後に建築された住宅であること。
ただし、一定の耐震基準を満たしていれば築後要件はありません。(※4)
 - ② 増改築等(増築・改築・大規模修繕・大規模模様替・住宅改良工事)
 - 工事後の床面積が、40㎡以上であること
 - 当該工事の費用の額が75万円を超えること
 - 当該工事に居住用以外の部分がある場合、自らの居住用部分の工事費用の額が全体の2分の1以上であること
 - 法令に定める一定の内容の工事であること

└─> 確認済証、検査済証、増改築等工事証明書および増改築等工事完了届(工事費用が75万円超から100万円以下の場合に限る)のいずれかが提出された場合
- (※1) 住宅取得費用に土地の代金は含まれないため、土地の取得費用は対象となりません。
住宅部分の取得費用の区分が明らかでない場合は、別紙1のとおり厚生労働省通達に定める割合を乗じて住宅部分の価格を算出することになっています。
書類の詳細につきましては、朝日生命までお問い合わせください。
- (※2) 必要書類を提出いただくことで全額払出をせずに積立の継続が可能です。が、**5年以内にご解約されると一部払出時に非課税で払出した差益に対しても追徴課税されます。**
- (※3) 単身赴任の場合、勤務先の証明をご提出いただける等所定の要件を満たした時は、法令要件を満たす場合があります。書類の詳細につきましては、朝日生命までお問い合わせください。
- (※4) 建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」により証明されます。

【請求について】

1. 住宅取得(増改築等工事完了)の前に頭金等の使用目的で払出を行い、完了後残額を請求いただく。
2. 住宅取得(増改築等工事完了)後に全額払出請求を行う。

*留意いただきたいこと

住宅取得(増改築等工事完了)前の払出は、積立金の9割または住宅取得(増改築等工事)費用のいずれか低い額までとなります。

【手続きの期限について】

1. 住宅取得(または増改築等工事完了)の前に積立額の9割または住宅取得(増改築等工事)費用のいずれか低い額以下を払い出した場合、一部払出日から2年以内に残額をご請求ください。
2. 住宅取得日(または増改築等工事完了日)から1年以内にご請求ください。

(注1) 住宅の取得日とは、登記簿謄本上の「所有権保存の日」または「所有権移転の日」です。

(注2) 退職等または役員昇格され、ご契約を継続することができない場合、次のとおりとなります。

- ① 「住宅取得日または増改築等工事完了日から1年以内」かつ「退職等または役員昇格の日から1年以内」
- ② 「一部払出日から2年以内」かつ「住宅取得日または増改築等工事完了日から1年以内」かつ「退職等または役員昇格の日から1年以内」

【必要書類について】

請求内容	必要書類
1. 頭金等として積立金の9割まで請求する場合	①財形保険支払請求書(*1)
	②本人確認書類(*2)
	③住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
2. 住宅取得(増改築等工事)完了後一括で請求する場合	①財形保険支払請求書(*1)
	②本人確認書類(*2)
	③住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し(*3)
	④住民票(発行後6か月以内のもの)の写し(*4)
	⑤増改築等の場合、次の4点のうちいずれか1点の写し
	・増改築等工事証明書
	・検査済証(建築確認申請時に各都道府県の建築主事等が発行)
	・確認済証(工事終了時に各都道府県の建築主事等が発行)
	・増改築等工事完了届(工事費用75万円超100万円未満に限る)
	⑥耐震基準を満たしていることが確認できる書類の写し(*5)
	⑦建物の登記簿謄本または登記事項証明書の写し

(*1) 請求書は当社HPへ掲載しております。お勤め先専用帳票の場合がございますので事務局で確認ください。

(*2) 別紙2「本人確認書類のご案内」を参照のうえご提出ください。

(*3) 頭金払出時にご提出いただいている場合は省略できます。

(※4) 住宅取得時のご提出については、取得された住宅へ移転後のものをご提出ください。

(※5) 耐震基準適合証明書:1982(昭和57)年1月1日以降に建築された住宅に関してはご提出不要です。

【その他留意事項】

1. 要件外の解約に際しては、差益に対し復興特別所得税を含む20.315%の源泉分離課税が適用されます。ただし、災害等の事由により要件外の解約を行う場合、差益非課税の特例措置が適用されることがあります。お手続きの詳細につきましては、住所地の税務署へお尋ねください。
2. 既に非課税でお受け取りの生存給付金に対して、遡及課税される場合は次のとおりです。
 - ① 手続き期限までに必要書類のご提出がなかった場合
 - ② 生存給付金受け取り後5年以内に要件外の解約(※)や2年以上保険料積立の中断があった場合※ 退職等の日から2年以内に継続のお手続きをされなかった場合を含みます。

別紙 1

■住宅取得価額割合■

建築物の階数 建築後経過年数	耐火構造の住宅（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を同条第7号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下この表において同じ。）で地上階数4以上のもの	耐火構造の住宅で地上階数3以下のもの	耐火構造の住宅以外の住宅
新築住宅（勤労者財産形成促進法施行令（以下この表において「令」という。）第36条第2項に規定する新築住宅をいう。）	100分の70	100分の60	100分の50
既存住宅（令第36条第2項に規定する既存住宅をいう。以下この表において同じ。）で建築後の経過年数要件が5年以内のもの	100分の60	100分の50	100分の40
既存住宅で建築後の経過年数が5年超10年以内のもの			100分の30
既存住宅で建築後の経過年数が10年超15年以内のもの			100分の20
既存住宅で建築後の経過年数が15年超20年以内のもの	100分の50	100分の40	100分の10
既存住宅で建築後の経過年数が20年超25年以内のもの			
既存住宅で建築後の経過年数が25年超のもの			
	100分の40	100分の30	

※新耐震基準適合住宅

昭和57年1月1日以後に建築された住宅

本人確認書類のご案内

お手続きの際には本人確認書類の添付をお願いします。

本人確認書類

■ 下記の中から1点のコピー(顔写真付き 有効期間中のもの)

- ・ 運転免許証(運転経歴証明書)
裏面に改姓・改名・住所変更の記載がある場合は、**両面のコピー** をご提出ください。
裏面の「臓器提供意思表示欄」に記載がある場合は、黒塗りしてからご提出ください。
平成24年4月以降に交付された運転経歴証明書は、期限がなく生涯有効です。
- ・ マイナンバー(個人番号)カード
写真がある表面のみ をご提出ください。
裏面の「臓器提供意思表示欄」に記載がある場合は、黒塗りしてからご提出ください。
- ・ パスポート
- ・ 在留カード(または特別永住者証明書)
- ・ 公的機関から発行・発給された上記以外の写真付き証明書
「氏名」「生年月日」「住所」が記載されているものをご提出ください。

■ 上記の本人確認書類をお持ちでない場合

区分A から

2 点のコピー

区分A + **区分A**

または

区分A・**区分B** から

各 1 点のコピー

区分A + **区分B**

区分A

「氏名」と「生年月日または住所」の記載がある面 のコピーをご提出ください。

- ① 介護保険被保険者証
- ② 母子手帳
- ③ 年金手帳
- ④ 児童扶養手当証書
- ⑤ 健康保険資格確認書

※ ③は基礎年金番号を、⑤は(記号)番号、保険者番号、二次元コードを黒塗りしてください。

区分B

発行日から6か月以内 のご本人様名義のもののごコピーをご提出ください。

- ① 戸籍の附票
- ② 国税・地方税、公共料金の領収書
- ③ 住民票(本籍・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの)

当社における個人情報の利用目的について

保険契約等申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- ・ 当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・ 当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※ 当社の個人情報のお取扱いにつきましては、当社ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp/>)にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。